

素案（案）

第8章 震災時における地域の防犯・防火体制

震災時における地域の安全・安心を維持するため、地域の防犯・防火団体や防災会等が連携して、震災時における地域の防犯・防火活動を推進できる体制を促進する。

第1節 被災地における安全・安心

東日本大震災の被災地においては、空き巣・盗難等の犯罪が増加するとともに、人の善意に乗じた詐欺等も発生しました。

首都直下地震の発生時においても、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されます。震災時において、こうした心無い犯罪が行われることは、地震の被害で厳しい状況にある被災者の心の動揺を拡大することになり、被災地における秩序の乱れや被災者の精神状況の悪化につながり、被災地の復興を遅らせる要因となる恐れがあります。

第2節 「震災時における地域の防犯・防火体制」の構築

1 想定している状況

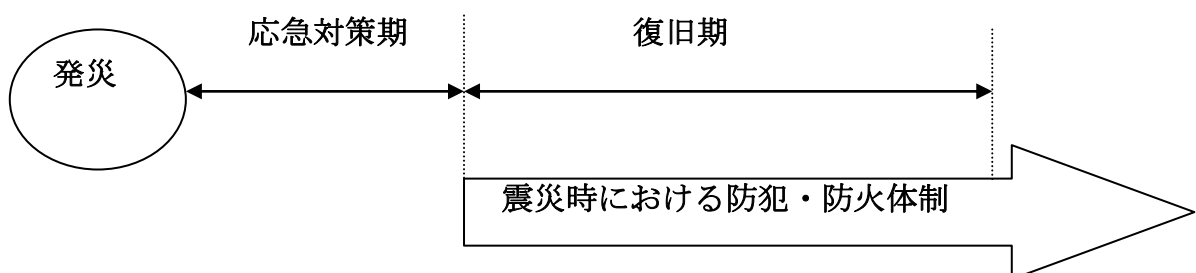
避難所生活が長く続き、多くの住民が避難し、街の人が少ない状況が長く続くような場合を想定しています。

また、地震直後においては、区は警察・消防等の防災機関と連携協力して、区民の生活、身体の安全の確保と救出救護に全力を挙げて取り組むため、震災直後からしばらくの間は、地域の防犯・防火活動を災害前と同様に行うことは困難な状況にあります。

したがって、震災後に震災前の防犯・防火体制に近づけるには、防犯・防火活動を行う組織が主体となって、住民自ら協力し合うことが必要となります。

2 体制の開始時期

「応急対策期」後から「復旧期」以降を想定しています。（下図参照）



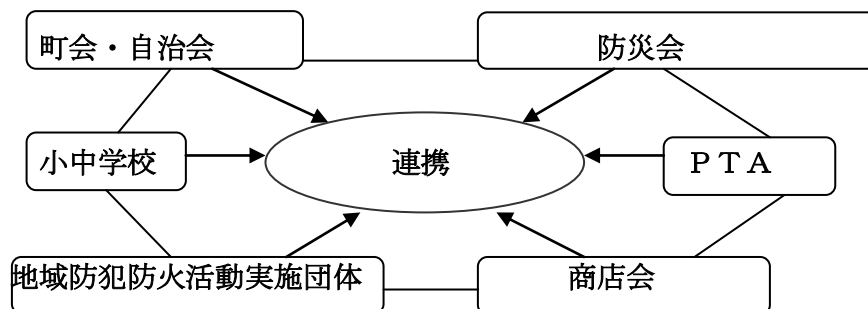
3 防犯・防火の連携体制について

地域の防犯・防火団体や地域防犯防火連携組織、小中学校、防災会などの団体が連携して活動できる体制を促進していきます。

防犯・防火活動を行う団体は、練馬区において、280 団体もの「地域防犯防火活動実施団体」をはじめ、町会自治会・商店会・PTAなど数多くの団体が日頃から地域防犯・防火活動をしています。規模の違いはありますが、それぞれの団体の特性を活かした活動を独自に考え、日頃から地域の防犯・防火活動を行っています。

しかし、震災時などの緊急事態には、一つの団体における人数が不足したり、様々な情報が錯そうしたりする恐れがあります。したがって、震災時には、団体同士が特性を活かしながら互いに協力し合い、情報交換し、地域のリーダーとして地域の防犯・防火活動をしていく必要があります。

※連携のイメージ



4 平常時における活動

連携した団体同士が、協力関係を強めるため、お互いの活動に参加し、実際に顔を合わせ、打ち合わせや情報交換などを行う必要があります。

お互いの団体が日常どのような活動をしているか、また、どのような構成員で成り立っているかなど理解した上で、震災時などの緊急時にどのような活動を行っていくか決めていく必要があります。したがって、平常時に地域での防災訓練に防犯・防火組織も参加をするなど連携を深めていく活動を推進していきます。